

「技能実習」「特定技能」の外国人材による訪問介護 来月解禁

4月から外国人材による訪問介護サービスについて、今は認めていない在留資格「技能実習」「特定技能」の人も参入できるよう改訂になります。

現在、技能実習や特定技能の外国人は利用者の住まいでマンツーマンのケアにあたる訪問系サービスの従事が認められていませんでした。

政府はホームヘルパーの確保に向けてこの規制を条件付きで緩和するため、外国人に訪問系サービスで働いてもらう際の条件を、これまで厚生労働省の検討会や出入国在留管理庁の有識者会議などで具体的に検討されてきました。

日本人と同様に、**初任者研修の修了**などの資格を有することが前提ですが、今回の改正で訪問介護業務に従事できるのは、以下の条件を満たす在留資格「技能実習（介護職種）」および「特定技能（介護）」を持つ外国人です。

介護職員初任者研修を修了していること

介護施設などで1年以上の実務経験があること

日本語で適切にコミュニケーションが取れること



介護事業者求められる対応は

事前研修の実施（訪問介護の基礎、利用者対応、コミュニケーション）

OJT（同行研修）の実施（一定期間、日本人スタッフが指導）

キャリアアップ計画の策定（業務内容や役割の説明、キャリアアップ計画の策定）

ハラスメント対策（相談窓口の設置、利用者・家族への啓発）

ICTの活用（翻訳アプリ、記録ソフトの導入、緊急連絡体制の整備）

これらの条件を満たさない事業者は、外国人訪問介護士の受け入れが難しくなる可能性があるため、早めの準備が必要です。

❀「特定技能」企業負担軽く 報告義務を年4回から1回に

出入国在留管理庁より、特定技能の「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」が施行されることに伴い、特定技能の定期届出や随時届出、在留資格申請書類に関する制度が変更になることが発表されました。

	今までの定期届出	2025年4月1日からの定期届出
届出の時期	四半期に1回	1年に一回 4月1日から5月31日までに提出
届出の内容	「受入れ・活動状況に係る届出書」と 「支援実施状況に係る届出書」の2点	受入れ・活動・支援実施状況に係る届出（参考様式第3－6号）の1点
参考様式3-6の内容	特定技能所属機関の情報 雇用状況 特定技能外国人の受け入れに要した費用など	特定技能所属機関の情報 報告対象者の外国人数 労働条件の各項目の平均値（例：月間の平均労働時間数、月間平均支給額など）
参考様式3-6（別紙）の内容	特定技能外国人の情報 個人の活動日数（月間） 給与の総支給、差引支給額、法定控除（月間）	特定技能外国人の情報 個人の活動日数（年間） 給与の総支給額（年間） 支援の実施状況等について ※事業所単位で作成
注意事項	登録支援機関の署名は不要	届け出の対象期間内に登録支援機関に全委託している場合、全ての登録支援機関の署名をもらう必要がある

上記の通り変更点があるので気を付けてご提出ください。



お問い合わせは
こちらへ

東京都病院協会賛助会員
 **JMCC**
Japan Medical & Care Cooperation

日本医療介護協同組合

<https://jmcc.or.jp/>

〒101-0055 東京都千代田区神田錦町1丁目4番地8号
ブロードビル B1F

TEL 03-3221-7010

